



NEWSLETTER



# かかりつけ医を持ちましょう

風邪を引いた時など日常的な病気の診療や、健康相談などができる身近なお医者さんのことを「かかりつけ医」と言います。紹介状なしで大学病院などの大病院を受診すると、初診料に加えて5,000円以上の特別料金がかります。 <https://kakarikata.mhlw.go.jp/index.html>

特別料金は健康保険の対象外なので全額患者負担となりますが、かかりつけ医の紹介状があれば特別料金は掛かりません。厚生労働省の「上手な医療のかかり方」プロジェクトではコロナ禍の中で健康不安があれば、まずはかかりつけ医に相談しましょうと促しています。

「上手な医療のかかり方」プロジェクト

気軽に相談できる かかりつけ医を もちましょ	夜間や休日診療は 重篤な急患の ためにあります	時間外の急病は ☎#7119	時間外の 子どもの症状は ☎#8000まで	平日の日中、 お困りのことは、 利用されている 病院の「相談窓口」まで
------------------------------	-------------------------------	-------------------	-----------------------------	--

# 新型コロナウイルスと失業保険



新型コロナウイルスの影響で転職をするケースが数多く見受けられます。新しい仕事を探す間の失業保険は、会社都合「特定受給資格者」か自己都合かによって給付されるタイミングや金額に差が出ます。また自己都合で退職した方でも正当な理由のある自己都合退職であれば給付制限が無くなり、新型コロナウイルスの影響で自己都合退職された人でも正当な理由の自己都合退職になるケースがあります。

- ◎ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/help/question05.html>
- ◎新型コロナウイルス感染症に伴う雇用保険求職者給付の特例 <https://jsite.mhlw.go.jp/niiigata-roudoukyoku/content/contents/LL02501ho01.pdf>



# マイナンバーカードが健康保険証代わりに

来年3月よりマイナンバーカードが保険証として利用できるようになり、数々のメリットがあります。またマイナポイント制度も来年3月から9月まで延長される予定です。カード未取得者には年内にもQRコード付き申請書が送付されますのでそこからも申請出来ます。

- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！  
※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。
- あなたが同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った正確な薬の情報が医師等と共有できる！
- マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費情報が見られる！
- マイナポータルを通じた医療費情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がカンタンに！
- 限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額以上の支払が免除される！

厚生労働省HPより <https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/000638554.pdf>



発行元：株式会社ライフフォースサポート  
〒141-0031  
東京都品川区西五反田7-22-17 TOCビル12F  
LFS/d2011002



LINE公式アカウント  
はじめました

担当